

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額について、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。また、期末特別手当の額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<p>本給月額について、994千円から991千円へ引下げを行った。 6月期にかかる期末特別手当の支給割合について、160/100から145/100へ引下げを行った。 12月期にかかる期末特別手当の支給割合について、175/100から165/100へ引下げを行った。</p>
理事	<p>本給月額について、728千円から726千円へ引下げを行った。 6月期にかかる期末特別手当の支給割合について、160/100から145/100へ引下げを行った。 12月期にかかる期末特別手当の支給割合について、175/100から165/100へ引下げを行った。</p>
理事 (非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬 (給与)	賞与	その他 (内容)	就任	退任		
法人の長	16,246	11,916	4,223	106 (通勤手当)		3月31日	
A 理事	12,044	8,728	3,267	49 (通勤手当)		3月31日	
B 理事	12,073	8,728	3,267	78 (通勤手当)		3月31日	
C 理事	12,019	8,728	3,267	24 (通勤手当)			
D 理事 (非常勤)	1,884	1,884					

A 監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円		3月31日	
B 監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円		3月31日	

注1: 前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況 (平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく他、中期目標計画に従い、効率化を図りながら、人件費の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

能率、勤務成績が反映される給与の内容

給与種目	制度の内容
賞与 勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	昇給日以前1年間の勤務期間を良好な成績で勤務したときに、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて昇給区分を決定し、昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- (1) 本給表の本給月額の改定
一般職本給表(一)の本給月額について、平均0.2%の引下げ。その他本給表の本給月額についても、一般職本給表(一)に準じた引下げ。
また、平成18年4月1日本給切替に伴う本給月額の経過措置について、0.24%の引下げ。
- (2) 期末手当にかかる支給割合の改正
一般職員の期末手当にかかる支給割合について、6月期は1.4月分から1.25月分、12月期は1.6月分から1.5月分へ引下げ。(平成21年6月期は暫定措置として、1.25月分で支給。)
この他、特定幹部職員及び嘱託職員(再任用職員)の期末手当にかかる支給割合についても、国家公務員の給与体系に準じた改正。(平成21年6月期は暫定措置として、同様の支給割合で支給。)
- (3) 勤勉手当の総額にかかる支給割合の改正
一般職員の勤勉手当の総額にかかる支給割合について、6月・12月期ともに0.75月分から0.7月分へ引下げ。(平成21年6月期は暫定措置として、0.7月分とした。)
この他、特定幹部職員及び嘱託職員(再任用職員)の勤勉手当の総額にかかる支給割合についても、国家公務員の給与体系に準じた改正。(平成21年6月期は暫定措置として、同様の総額にかかる支給割合とした。)
- (4) 住居手当の改正
自宅にかかる住居手当(新築・購入5年未満)の廃止。
- (5) 地域手当及び職務付加手当の改定
文部科学省関係機関職員行政実務研修の研修生となる職員に、地域手当(勤務期間のみ)及び職務付加手当(一般職(一)2級4,400円、1級3,600円)を支給。
- (6) 業務付加手当の新設
教員免許状更新講習の講師となる職員に、1講習43,200円及び受講者1人あたり120円を業務付加手当として支給。
- (7) 入試手当の改定
新たに「出題」のみの業務区分を新設(大学院研究科等7,000円、一般選抜等15,000円)。
- (8) 勤務1時間あたりの給与額の算出の改正
所定労働時間の短縮にともない、勤務1時間あたりの給与額の算出式の基礎となる額を除く数値を160から155に変更。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

(年俸制適用者以外)

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	409	45.1	7,183	5,279	87	1,904
事務・技術	117	41.2	5,266	3,940	88	1,326
教育職種 (大学教員)	223	49.0	8,483	6,163	90	2,320
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員等)	21	37.8	6,263	4,731	98	1,532
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	45	38.6	6,201	4,661	67	1,540
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職種」は、教務助手を示す。

注3:教育職種 附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

注4:教育職種 附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の技能・労務職種、教育職種 外国人教師等)及びその他医療職種 看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

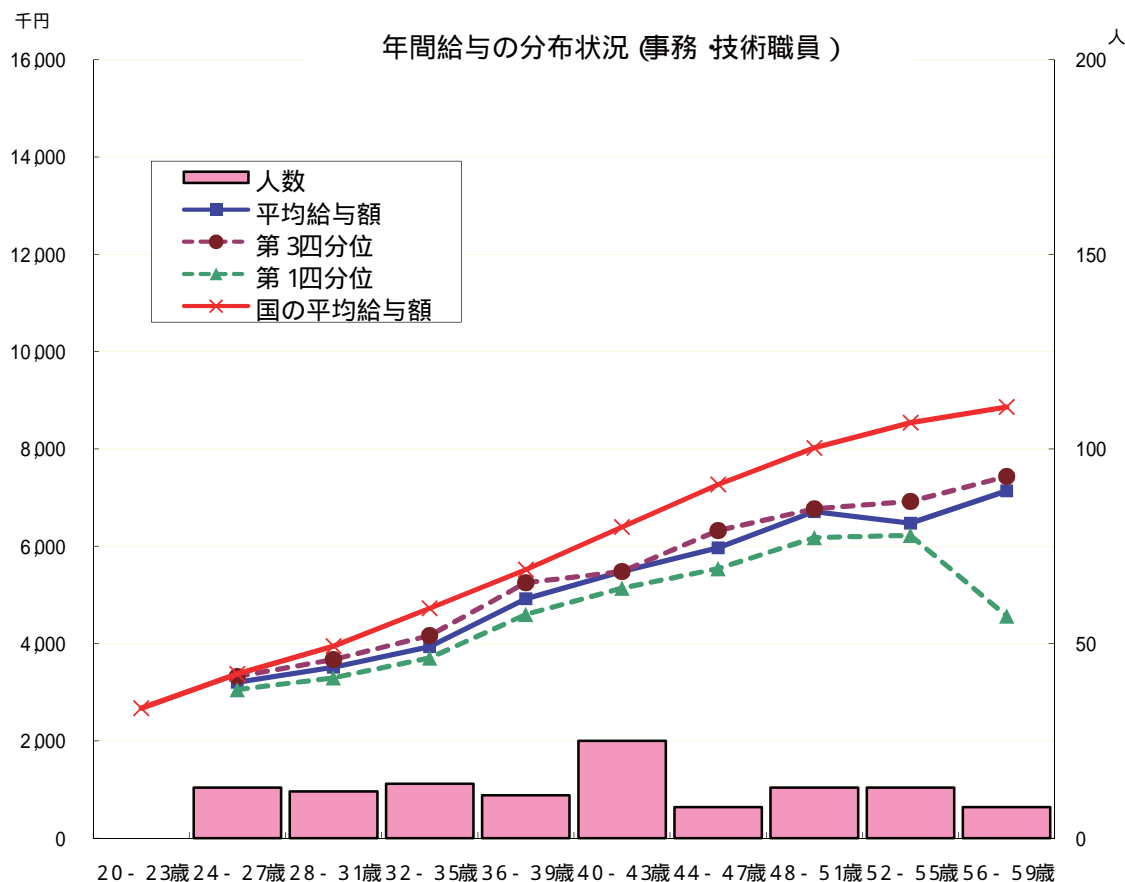
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
任期付職員	17	48.6	2,998	2,862	74	136
教育職種 (契約大学教員)	10	56.2	3,335	3,335	92	0
教育職種 (契約附属学校教員)	2					
事務・技術 (契約職員)	5	38.5	2,121	1,939	65	182

注1:教育職種 契約附属学校教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

年間給与の分布状況 (事務・技術職員 / 教育職員 (大学教員)) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、同様。)



注1: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、同様。

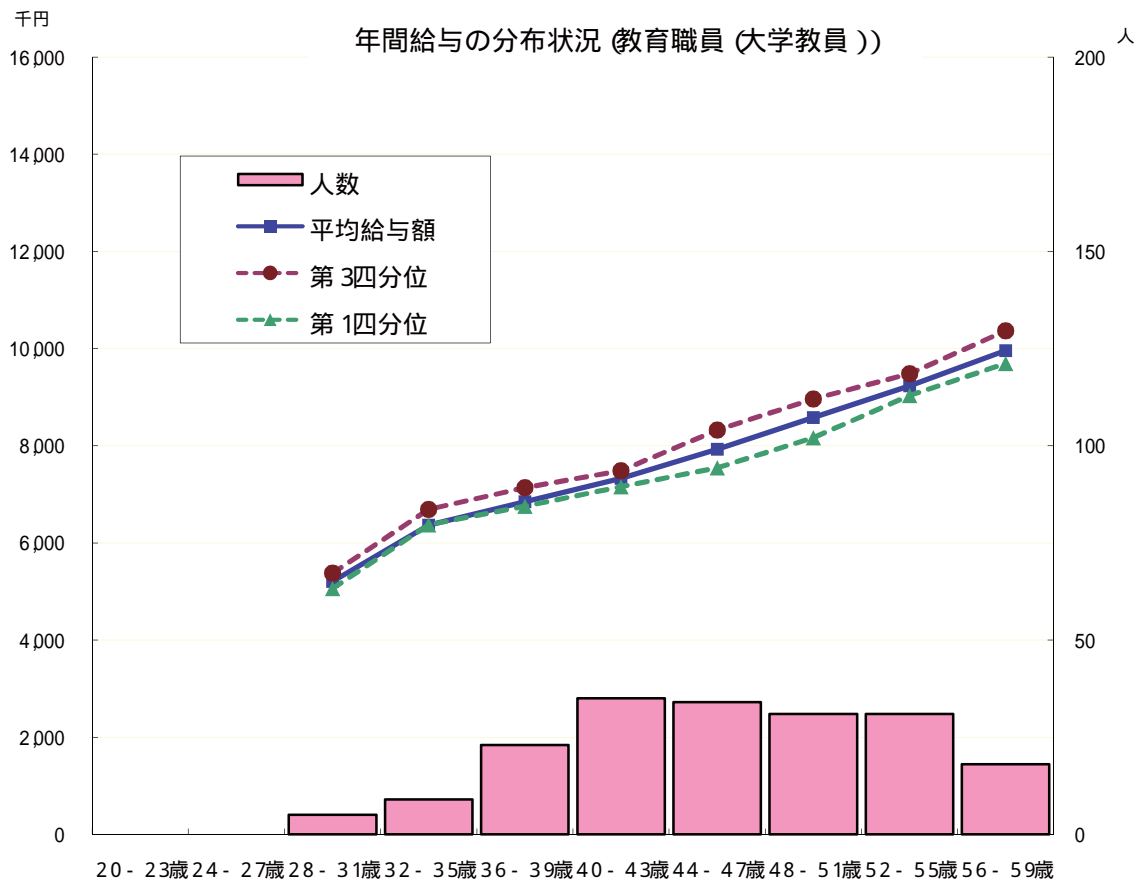
注2: 年俸制適用者を除く。以下、同様。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
		平均			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
事務局長	1	-	-	-	-
参事	12	53.2	6,958	7,509	7,730
専門役	14	50.6	6,154	6,438	6,596
主査	43	43.7	5,059	5,485	5,861
主任	12	36.0	3,965	4,472	4,806
主事	35	31.7	3,232	3,539	3,707

注1: 「参事」は課長相当職、「専門役」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。

注2: 事務局長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	124	55.2	8,703	9,403	10,117
准教授	97	41.1	6,841	7,152	7,648
講師	0				
助教	1		-		-
助手	1		-		-

注1 助教及び助手については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等 (平成 22年 4月 1日現在) (事務・技術職員 / 教育職員 (大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		主事	主任主事	主査主任	参事、専門役、主本	参事専門役	参事
人員 (割合)	117人	10人 (8.5%)	31人 (26.5%)	49人 (41.9%)	19人 (16.2%)	6人 (5.1%)	1人 (0.9%)
年齢 (最高～最低)		28歳 ～ 24歳	58歳 ～ 27歳	54歳 ～ 35歳	57歳 ～ 45歳	59歳 ～ 42歳	～歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,963千円 ～ 2,122千円	3,429千円 ～ 2,344千円	5,003千円 ～ 3,265千円	5,942千円 ～ 4,319千円	6,903千円 ～ 4,933千円	～千円
年間給与額 (最高～最低)		3,903千円 ～ 2,858千円	4,593千円 ～ 3,150千円	6,690千円 ～ 4,429千円	7,730千円 ～ 5,821千円	9,052千円 ～ 6,803千円	～千円

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		参事	事務局長	事務局長
人員 (割合)		0人 (0%)	1人 (0.9%)	0人 (0%)
年齢 (最高～最低)		～歳	～歳	～歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～千円	～千円	～千円
年間給与額 (最高～最低)		～千円	～千円	～千円

注：6級及び8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢 (最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員 (大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教、講師、准教授	講師 准教授	准教授	教授
人員 (割合)	223人	0人 (0%)	2人 (0.9%)	7人 (3.1%)	90人 (40.4%)	124人 (55.6%)
年齢 (最高～最低)		～歳	～歳	32歳 ～ 30歳	57歳 ～ 33歳	64歳 ～ 44歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～千円	～千円	4,168千円 ～ 3,359千円	6,185千円 ～ 4,409千円	8,676千円 ～ 5,346千円
年間給与額 (最高～最低)		～千円	～千円	5,600千円 ～ 4,639千円	8,701千円 ～ 6,050千円	12,025千円 ～ 7,432千円

注：2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢 (最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与 (平成 21年度)における査定部分の比率 (事務・技術職員 / 教育職員 (大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	63.6	66.2	65.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	36.4	33.8	35.0
	最高～最低	42.2～33.0	48.3～29.2	45.6～31.4
一般職員	一律支給分 (期末相当)	64.8	68.6	66.8
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.2	31.4	33.2
	最高～最低	41.0～32.3	36.7～28.6	35.9～30.5

(教育職員 (大学教員))

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	63.9	68.1	66.1
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	36.1	31.9	33.9
	最高～最低	40.6～33.7	36.7～29.6	35.9～31.8
一般職員	一律支給分 (期末相当)	64.3	68.4	66.5
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.7	31.6	33.5
	最高～最低	42.3～33.4	42.0～28.9	42.2～31.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準 (年額)の比較指標 (事務・技術職員 / 教育職員 (大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員 (行政職 (一))

83.9

対他の国立大学法人等

95.8

(教育職員 (大学教員))

対他の国立大学法人等

94.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準 (対他の国立大学法人等) においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.9	
	参考	地域勘案 91.0
		学歴勘案 82.9
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60.7% (国からの財政支出額 4,663百万円、支出予算の総額 7,687百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 本法人は、国からの財政支出の割合が50%以上だが、その給与水準は対国家公務員指数をはじめ、全指数において国家公務員の水準を下回っており、適切性についての問題はない。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円 (平成20年度決算)	
講ずる措置	国家公務員の給与水準の動向を注視し、対国家公務員との比較指標が、引き続き適切な範囲内で推移するよう留意するとともに、人材獲得における競争力にも配慮し、適正な給与水準を維持する。	

教育職員 (大学教員) と国家公務員との給与水準 (年額) の比較指標 91.8

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職 (一) と行政職 (一) の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員 (大学教員) と国の行政職 (一) の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員 (大学教員) と国家公務員 (平成15年度の教育職 (一)) との給与水準 (年額) の比較指標である。)

総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増減		中期目標期間開始時 (平成16年度) からの増減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,406,282	3,561,880	155,598	(4.4)	314,273	(8.4)
退職手当支給額 (B)	432,062	356,277	75,785	(21.3)	151,343	(53.9)
非常勤役職員等給与 (C)	302,637	244,711	57,926	(23.7)	118,857	(64.7)
福利厚生費 (D)	428,785	452,620	23,835	(5.3)	42,825	(9.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	4,569,767	4,615,489	45,722	(1.0)	86,899	(1.9)

注1：非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3：最広義人件費、各区分について千円未満切り捨てのため、最広義人件費と各区分の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、前年度比 155,598千円 (4.4%) の減少となった。これは定年退職者の不補充などの人件費削減の取組によると考えられる。
- ・最広義人件費については、前年度比 45,722千円 (1.0%) の減少となった。これは給与、報酬等支給総額などの減少を主要因とし、退職者又は非常勤職員数の増加に伴う退職手当支給額、及び非常勤役員等給与の増加等によるものと考えられる。

事務の簡素化等により 管理的経費の抑制を図るとともに、『行政改革の重要方針』(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 22 年度までに概ね 5% の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,930,691	3,808,316	3,723,630	3,561,880	3,406,282
人件費削減率 (%)		3.1	5.3	9.4	13.3
人件費削減率(補正值) (%)		3.1	6.0	10.1	11.6

注3: 人件費削減率(補正值)とは、『行政改革の重要方針』(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

注4: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし